

コンクリート圧送工事業標準見積書

工事名称	
施工場所	
支払条件	貴社支払日に銀行振込
有効期限	1ヶ月以内

取引先コード	
建設業許可No.	

担当	
----	--

見積金額	単価見積					
	名称および内訳	単位	単価	数量	金額	備考
1-A. 基本料金 (1回出動あたりの固定経費)						
※算出方法の例は別添「作成手順書(基本料金および圧送料)」を参照のこと						
機種[]						
編成[名編成、 <input type="checkbox"/> オペレータ、 <input type="checkbox"/> 筒先作業員]	1 台	円	回		円	
1-B. 圧送料 (1m ³ 圧送あたりの変動経費)						
※算出方法の例は別添「作成手順書(基本料金および圧送料)」を参照のこと						
1 m ³	1 m ³	円	m ³		円	
2. 諸経費						
1) 法定福利費						
※算出方法の例は別添「作成手順書(法定福利費)」を参照のこと						
1 人	1 人	円	回		円	
2) 安全衛生経費						※基本料金+圧送料の総額の
※算出方法の例は別添「作成手順書(安全衛生経費)」を参照のこと						
1 回	1 回				円	%
3) 販売費および一般管理費 (その他諸経費)						※基本料金+圧送料の総額の
※算出方法の例は別添「作成手順書(販管費)」を参照のこと						
1 回	1 回				円	%
3. 最低保証料金[半日または1回の打設数量が()m ³ 未満の場合の1-A. 基本料金および1-B. 圧送料 一式]						
1 回	1 回	円	回		円	

名称および内訳	単位	単価	数量	金額	備考
4. 別途料金					
1) 追加作業員	1 人	円	人	円	
法定福利費(追加作業員) ※算出方法は別添「作成手順書」による	1 人	円	人	円	
2) 時間外作業					
①早出・残業(5時～8時、17時～22時迄の作業)	1 人/h	円	h	円	
②深夜作業(22時～翌朝5時迄の作業)	1 人/h	円	h	円	
3) 特別作業					
①夜間残業(22時以降開始し翌朝5時迄に終了する作業)	1 式	円	回	円	
②休日作業(日曜日・祝日・休業日等)	1 式	円	回	円	
③気温30度以上危険作業手当(6/1～9/30までの期間)	1 人	円	人	円	
④別日作業(前日配管設置・後日配管撤去作業)					
i) 水平配管()m以内	1 式	円	回	円	
ii) 鉛直配管()m以内	1 式	円	回	円	
⑤鉛直配管固定リース料 ()m以内	1 m/現場	円	m	円	
4) 配管作業(作業当日の配管作業)					
①建築工事・100A(4インチ)輸送管	1 m	円	m	円	
②建築工事・125A(5インチ)輸送管	1 m	円	m	円	
③土木工事・125A(5インチ)輸送管	1 m	円	m	円	
5) 機種指定料(1-A. 基本料金への加算)					
①ブーム長()m以上	1 式	円	回	円	
②ブーム長()m以上	1 式	円	回	円	
③車両重量(VW)8tスクイズ車	1 式	円	回	円	
6) 特殊生コン圧送(1-B. 圧送料への加算)					
①高性能AE減水剤使用コンクリート	1 m ³	円	m ³	円	
②低スランプ(12cm以下)コンクリート	1 m ³	円	m ³	円	
③大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート	1 m ³	円	m ³	円	
④繊維補強・パーライト等、特殊配合・補強コンクリート	1 m ³	円	m ³	円	
⑤軽量コンクリート	1 m ³	円	m ³	円	
⑥高強度・高流動コンクリート	1 m ³	円	m ³	円	
⑦その他化学混和剤使用コンクリート	1 m ³	円	m ³	円	
7) 車輛補償					
①休車補償(作業前日のキャンセル)					
i) ()時まで	1 台	円	回	円	
ii) ()時以降	1 台	円	回	円	
②休車補償(作業当日のキャンセル)	1 台	円	回	円	
③予備車(該当機種)	1 台	円	回	円	
8) 運搬車輛(輸送管・機材等の別途運搬)	1 台	円	回	円	
9) 先送り材(圧送のための先送りモルタル練混ぜ等)	1 回	円	回	円	
計				円	
消費税				円	
合計				円	

* 上記以外の事項および高層・長距離・その他特殊条件圧送は、別途見積といたします。

* 上記料金には、危険負担分は含まませんので、現場到着遅延・機械故障等の事情の如何に拘わらず、作業遅延・生コンの返品・その他の二次補償はできません。

* 現場入場の指定時間は、待機時間ができるだけ少なくなるよう緩和をお願いします。

* 作業中の手待ち時間や待機時間ができるだけ少なくなるよう、生コン車の管理などにご配慮をお願いします。

* 当日の追加作業の指示は、ご遠慮願います。

コンクリート圧送工事業標準見積書 各名称および内訳の解説

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2025年3月版)

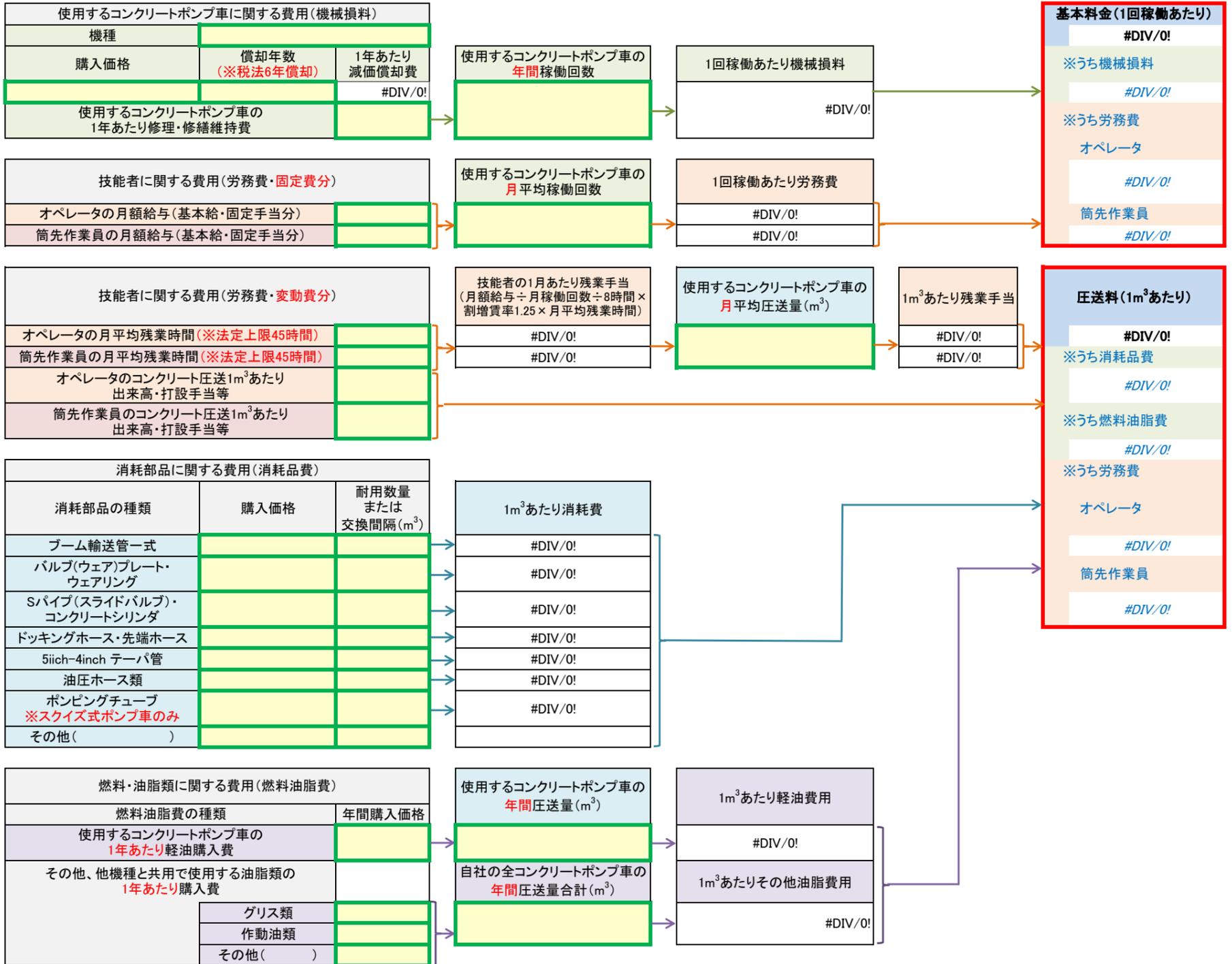
名称および内訳	算出方法
1-A. 基本料金	<ul style="list-style-type: none"> ・使用するコンクリートポンプ車の減価償却費、修繕維持費等、 ・技能者の労務費の固定費分(所定内労働時間による基本給) ・その他固定的に発生する経費 から、稼働状況を考慮して1稼働あたりの基本料金を算出する。技能者は、コンクリートポンプ車のオペレータと筒先作業員の2名編成を基準とする。 算出方法の例は作成手順書<基本料金および圧送料>を参照のこと。
1-B. 圧送料	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料油脂費、消耗部品費 ・技能者の労務費の変動費分(残業手当・打設[出来高]手当等) ・その他変動的に発生する経費 から、稼働状況を考慮して圧送するコンクリート1m ³ あたりの圧送料を算出する。 算出方法の例は作成手順書<基本料金および圧送料>を参照のこと。
2. 諸経費	
1) 法定福利費	技能者の社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険等)の事業主負担額。 算出方法の例は作成手順書<法定福利費>を参照のこと。
2) 安全衛生経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現場でかかる安全衛生経費(技能者の安全保護具、コンクリートポンプ車の点検費用等) ・自社でかかる安全衛生経費(技能者の労災保険、災防協費用、教育費用等)、 など、個々の現場に特定せず作業全般の安全衛生に係る費用について、稼働状況を考慮して1稼働あたりの経費として算出する。 算出方法の例は作成手順書<安全衛生経費>を参照のこと。
3) 販売費および一般管理費	本社・事務所の運営に係る費用について、稼働状況を考慮して1稼働あたりの経費として算出する。 算出方法の例は作成手順書<販管費>を参照のこと。
3. 最低保証料金	半日作業、あるいは1回のコンクリート圧送数量が少量のケースで、工事原価の回収のために最低保証料金(1-A. 基本料金および1-B. 圧送料 一式の額)が必要な場合、1回稼働あたりの平均圧送量実績から最低保証圧送量を設定して提示する。
4. 別途料金	
1) 追加作業員	所定内労働時間(午前8時から午後5時までの間の8時間労働)の作業で、基本料金に含まれる作業員編成の他に作業員を追加する必要がある場合は、追加する人数分の労務費を別途に計上する。 追加作業員の法定福利費は、作成手順書②により算出する。
2) 時間外作業	
①早出・残業(5時～8時、17時～22時迄の作業)	所定内労働時間の作業に加えて、午前5時から午前8時までの間に作業が始まる場合(早出作業)、また午後5時を過ぎ午後10時までの間に作業が延長される場合は、その時間内の割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.25以上)
②深夜作業(22時～翌朝5時迄の作業)	所定内労働時間の作業と残業作業に加えて、午後10時を過ぎ翌朝午前5時までの間に作業が延長される場合は、その時間内の割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率は:1.50以上)

名称および内訳	算出方法														
3) 特別作業 <table border="1" data-bbox="197 259 1528 1003"> <tr> <td data-bbox="197 259 695 376">① 夜間残業</td> <td data-bbox="695 259 1528 376">午後10時以降に開始される作業において、技能者が過剰労働とならないよう前後日の作業を休止させる場合、使用するコンクリートポンプ車の基本料金相当額を考慮して算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 376 695 492">② 休日作業</td> <td data-bbox="695 376 1528 492">日曜・祝日等に作業を行う場合、割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.35以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 492 695 591">③ 気温30度以上危険作業手当 (6/1~9/30までの期間)</td> <td data-bbox="695 492 1528 591">気温30度以上の身体的な負担が大きい過酷な環境下において作業に従事する技能者への特殊勤務手当として、別途計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 591 695 689">④ 別日作業</td> <td data-bbox="695 591 1528 689">コンクリート圧送作業に先がけ、前日までに配管設置作業を行う場合、また、コンクリート圧送作業終了後、後日に配管撤去作業を行う場合は、作業にかかる労務費や諸経費を別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 689 695 788">i) 水平配管()m以内</td> <td data-bbox="695 689 1528 788">追加作業員の配置を要しない長さの水平配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 788 695 887">ii) 鉛直配管()m以内</td> <td data-bbox="695 788 1528 887">追加作業員の配置を要しない長さの鉛直配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 887 695 1003">⑤ 鉛直配管固定リース料 ()m以内</td> <td data-bbox="695 887 1528 1003">鉛直配管や90°曲り管、下部水平管等をアンカーボルトや溶接などで固定して圧送作業を行う場合、これらの配管は作業終了後再利用することが不可能なため、輸送管類をその現場で使い切ることを前提に、リース料として1mあたりの消耗品費を設定し、別途計上する。</td> </tr> </table>	① 夜間残業	午後10時以降に開始される作業において、技能者が過剰労働とならないよう前後日の作業を休止させる場合、使用するコンクリートポンプ車の基本料金相当額を考慮して算出し、別途に計上する。	② 休日作業	日曜・祝日等に作業を行う場合、割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.35以上)	③ 気温30度以上危険作業手当 (6/1~9/30までの期間)	気温30度以上の身体的な負担が大きい過酷な環境下において作業に従事する技能者への特殊勤務手当として、別途計上する。	④ 別日作業	コンクリート圧送作業に先がけ、前日までに配管設置作業を行う場合、また、コンクリート圧送作業終了後、後日に配管撤去作業を行う場合は、作業にかかる労務費や諸経費を別途に計上する。	i) 水平配管()m以内	追加作業員の配置を要しない長さの水平配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。	ii) 鉛直配管()m以内	追加作業員の配置を要しない長さの鉛直配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。	⑤ 鉛直配管固定リース料 ()m以内	鉛直配管や90°曲り管、下部水平管等をアンカーボルトや溶接などで固定して圧送作業を行う場合、これらの配管は作業終了後再利用することが不可能なため、輸送管類をその現場で使い切ることを前提に、リース料として1mあたりの消耗品費を設定し、別途計上する。	
① 夜間残業	午後10時以降に開始される作業において、技能者が過剰労働とならないよう前後日の作業を休止させる場合、使用するコンクリートポンプ車の基本料金相当額を考慮して算出し、別途に計上する。														
② 休日作業	日曜・祝日等に作業を行う場合、割増賃金分の労務費を別途に計上する。(割増賃金率:1.35以上)														
③ 気温30度以上危険作業手当 (6/1~9/30までの期間)	気温30度以上の身体的な負担が大きい過酷な環境下において作業に従事する技能者への特殊勤務手当として、別途計上する。														
④ 別日作業	コンクリート圧送作業に先がけ、前日までに配管設置作業を行う場合、また、コンクリート圧送作業終了後、後日に配管撤去作業を行う場合は、作業にかかる労務費や諸経費を別途に計上する。														
i) 水平配管()m以内	追加作業員の配置を要しない長さの水平配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。														
ii) 鉛直配管()m以内	追加作業員の配置を要しない長さの鉛直配管設置・撤去作業について、各社実績に基づく設置長さの範囲を設定し、技能者の労務費をベースに算出し、別途計上する。														
⑤ 鉛直配管固定リース料 ()m以内	鉛直配管や90°曲り管、下部水平管等をアンカーボルトや溶接などで固定して圧送作業を行う場合、これらの配管は作業終了後再利用することが不可能なため、輸送管類をその現場で使い切ることを前提に、リース料として1mあたりの消耗品費を設定し、別途計上する。														
4) 配管作業(作業当日の配管作業) <table border="1" data-bbox="197 1048 1528 1191"> <tr> <td data-bbox="197 1048 695 1102">① 建築工事・100A(4インチ)輸送管</td> <td data-bbox="695 1048 1528 1191" rowspan="3">コンクリート圧送作業当日における、ブーム先からの水平延長配管、コンクリートポンプ車根元部からの配管による圧送作業を行う場合、使用する輸送管類等の消耗品費、作業費用を1mあたりの費用別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1102 695 1155">② 建築工事・125A(5インチ)輸送管</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1155 695 1191">③ 土木工事・125A(5インチ)輸送管</td> </tr> </table>	① 建築工事・100A(4インチ)輸送管	コンクリート圧送作業当日における、ブーム先からの水平延長配管、コンクリートポンプ車根元部からの配管による圧送作業を行う場合、使用する輸送管類等の消耗品費、作業費用を1mあたりの費用別途に計上する。	② 建築工事・125A(5インチ)輸送管	③ 土木工事・125A(5インチ)輸送管											
① 建築工事・100A(4インチ)輸送管	コンクリート圧送作業当日における、ブーム先からの水平延長配管、コンクリートポンプ車根元部からの配管による圧送作業を行う場合、使用する輸送管類等の消耗品費、作業費用を1mあたりの費用別途に計上する。														
② 建築工事・125A(5インチ)輸送管															
③ 土木工事・125A(5インチ)輸送管															
5) 機種指定料	長尺なブームのコンクリートポンプ車を指定する場合や、特殊な大型スクイズ車を指定する場合に、指定機種の減価償却費や技術料を「1-A. 基本料金」に含めず別途に計上し、長さの範囲等を定めて提示する。														
6) 特殊生コン圧送(1-B. 圧送料への加算) <table border="1" data-bbox="197 1361 1528 1630"> <tr> <td data-bbox="197 1361 695 1415">① 高性能AE減水剤使用コンクリート</td> <td data-bbox="695 1361 1528 1630" rowspan="6">圧送抵抗が大きい、圧送性が悪い等、圧送に特別な配慮が必要となる特殊な配合のコンクリートを圧送する場合は、圧送するコンクリート1m³あたりの消耗品費や燃料油脂費の割増分を算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1415 695 1469">② 低スランプ(12cm以下)コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1469 695 1523">③ 大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1523 695 1576">④ 繊維補強・ハーフライ等、特殊配合・補強コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1576 695 1630">⑤ 軽量コンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1630 695 1684">⑥ 高強度・高流動コンクリート</td> </tr> </table>	① 高性能AE減水剤使用コンクリート	圧送抵抗が大きい、圧送性が悪い等、圧送に特別な配慮が必要となる特殊な配合のコンクリートを圧送する場合は、圧送するコンクリート1m ³ あたりの消耗品費や燃料油脂費の割増分を算出し、別途に計上する。	② 低スランプ(12cm以下)コンクリート	③ 大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート	④ 繊維補強・ハーフライ等、特殊配合・補強コンクリート	⑤ 軽量コンクリート	⑥ 高強度・高流動コンクリート								
① 高性能AE減水剤使用コンクリート	圧送抵抗が大きい、圧送性が悪い等、圧送に特別な配慮が必要となる特殊な配合のコンクリートを圧送する場合は、圧送するコンクリート1m ³ あたりの消耗品費や燃料油脂費の割増分を算出し、別途に計上する。														
② 低スランプ(12cm以下)コンクリート															
③ 大粒径(粗骨材最大寸法40mm)コンクリート															
④ 繊維補強・ハーフライ等、特殊配合・補強コンクリート															
⑤ 軽量コンクリート															
⑥ 高強度・高流動コンクリート															

名称および内訳	算出方法						
7) 車輛補償 <table border="1" data-bbox="197 259 695 577"> <tr> <td data-bbox="197 259 695 367">① 休車補償(作業前日のキャンセル)</td> <td data-bbox="695 259 1528 367">作業前日のキャンセルにより、翌日そのコンクリートポンプ車を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースにキャンセルの時間帯等による補償費用を算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 367 695 465">② 休車補償(作業当日のキャンセル)</td> <td data-bbox="695 367 1528 465">作業当日のキャンセルにより、そのコンクリートポンプ車と技能者を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに補償費用を算出し、別途に計上する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 465 695 577">③ 予備車(該当機種)</td> <td data-bbox="695 465 1528 577">圧送作業において、現場側からもう1台コンクリートポンプ車を予備車として確保したいとの要求がある場合、そのコンクリートポンプ車の1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに、補償費用を算出し、別途に計上する。</td> </tr> </table>	① 休車補償(作業前日のキャンセル)	作業前日のキャンセルにより、翌日そのコンクリートポンプ車を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースにキャンセルの時間帯等による補償費用を算出し、別途に計上する。	② 休車補償(作業当日のキャンセル)	作業当日のキャンセルにより、そのコンクリートポンプ車と技能者を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに補償費用を算出し、別途に計上する。	③ 予備車(該当機種)	圧送作業において、現場側からもう1台コンクリートポンプ車を予備車として確保したいとの要求がある場合、そのコンクリートポンプ車の1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに、補償費用を算出し、別途に計上する。	
① 休車補償(作業前日のキャンセル)	作業前日のキャンセルにより、翌日そのコンクリートポンプ車を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースにキャンセルの時間帯等による補償費用を算出し、別途に計上する。						
② 休車補償(作業当日のキャンセル)	作業当日のキャンセルにより、そのコンクリートポンプ車と技能者を他の現場に配備することが極めて困難な場合、1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに補償費用を算出し、別途に計上する。						
③ 予備車(該当機種)	圧送作業において、現場側からもう1台コンクリートポンプ車を予備車として確保したいとの要求がある場合、そのコンクリートポンプ車の1回稼働あたりの基本料金相当額をベースに、補償費用を算出し、別途に計上する。						
8) 運搬車輛(輸送管・機材等の運搬)	コンクリートポンプ車に積載することのできない輸送管等機材が必要な場合、輸送(運搬)にかかる車両の費用を別途に計上する。						
9) 先行モルタル(圧送のための先送りモルタル等)	圧送作業準備のための先送りモルタル等を圧送業者側で準備する場合、その費用(セメント、現場練り費用)を別途に計上する。						

コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書〈基本料金および圧送料〉

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2025年3月版)



コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書〈法定福利費〉

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2025年3月版)

オペレータの報酬月額①	保険加入義務	事業主負担の法定福利費額								
		事業所所在地	雇用保険料率(a ¹)	健康保険料率(b ¹)	介護保険料率(c ¹)	厚生年金保険料率(d ¹)	月あたり法定福利費計(e ¹)	月平均稼働回数(f ¹)	1名1稼働あたり法定福利費(g ¹)	
※注1 技能者1名あたりの月額平均賃金等を入力	あり・なし(適用除外)を選択	事業所所在地	都道府県を選択	建設の事業	都道府県による	※注2	子ども・子育て 拠出金を含む	※注3 [e ¹ =①× (a ¹ +b ¹ +c ¹ +d ¹)]	企業の 実績値を入力	(g ¹ =e ¹ ÷f ¹)
		雇用保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A
		健康保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A
		厚生年金保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A

簡先作業員の報酬月額②	保険加入義務	事業主負担の法定福利費額								
		事業所所在地	雇用保険料率(a ²)	健康保険料率(b ²)	介護保険料率(c ²)	厚生年金保険料率(d ²)	月あたり法定福利費計(e ²)	月平均稼働回数(f ²)	1名1稼働あたり法定福利費(g ²)	
※注1 技能者1名あたりの月額平均賃金等を入力	あり・なし(適用除外)を選択	事業所所在地	都道府県を選択	建設の事業	都道府県による	※注2	子ども・子育て 拠出金を含む	※注3 [e ² =②× (a ² +b ² +c ² +d ²)]	企業の 実績値を入力	(g ² =e ² ÷f ²)
		雇用保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A
		健康保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A
		厚生年金保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A

法定福利費合計額(g ¹ +g ²)
#N/A

追加作業員の報酬月額③	保険加入義務	事業主負担の法定福利費額								
		事業所所在地	雇用保険料率(a ³)	健康保険料率(b ³)	介護保険料率(c ³)	厚生年金保険料率(d ³)	月あたり法定福利費計(e ³)	月平均稼働回数(f ³)	1名1稼働あたり法定福利費(g ³)	
※注1 技能者1名あたりの月額平均賃金等を入力	あり・なし(適用除外)を選択	事業所所在地	都道府県を選択	建設の事業	都道府県による	※注2	子ども・子育て 拠出金を含む	※注3 [e ³ =③× (a ³ +b ³ +c ³ +d ³)]	企業の 実績値を入力	(g ³ =e ³ ÷f ³)
		雇用保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A
		健康保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A
		厚生年金保険			#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		#N/A

※注1 本来は日本年金機構届出額の標準報酬月額等の等級により健康保険・厚生年金保険料が決定するが、複雑さを避けるため、技能者1名あたりの月額平均賃金等をベースとする。なお、参考資料として、公共工事設計労務単価を巻末のシートに添付している。

※注2 介護保険料率は、当該年度の保険料率に介護保険の対象である40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率(協会けんぽ)を乗じた比率を適用する。
(介護保険料率の事業主負担率 0.795% × 40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率 56.2%(厚生労働省「健康保険・船員保険被保険者実態調査 令和5年10月」) = "0.44679%")

※注3 保険料率を掛けることにより生じた1円未満の端数は、切り捨てとする。

社会保険等の加入義務と適用除外について

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2025年3月版)

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	雇用保険	健康保険	厚生年金
法人	1人以上	常用労働者	加入義務あり	加入義務あり※	加入義務あり
	—	短時間労働者	適用除外	適用除外	適用除外
	—	役員等	適用除外	加入義務あり※	加入義務あり
個人事業主	1人以上4人以下	常用労働者	加入義務あり	適用除外	適用除外
	5人以上	常用労働者	加入義務あり	加入義務あり※	加入義務あり
	—	短時間労働者	適用除外	適用除外	適用除外
	—	事業主 一人親方	適用除外	適用除外	適用除外

※従来より建設国保組合等に加入し「健康保険の除外認定」を受けている場合は、適用除外となる。

社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	①基本給 月給、日給等 ②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、 通勤手当 、資格手当、休業手当 等 ③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等	①任意、恩恵的なもの 退職金(建退協証紙含む) 、結婚祝金、災害見舞金 等 ②労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張日当 等
現物	① 通勤定期券(現物で支払っている場合)	①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等 ②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等 ③その他 教育訓練費、募集・求人費

【参考資料】 2025年度 社会保険料率等に関するデータシート(2025年3月版)

都道府県名	雇用保険料率 事業主負担分 (2025年4月～)	健康保険料率 事業主負担分 (2025年3月～)	介護保険料率 事業主負担分 (2025年3月～) ※注1	厚生年金保険料率 事業主負担分 (2025年3月～) ※こども・子育て拠出金 (0.36%)を含む	保険料率合計 (すべてに 加入の場合)
北海道	1.10%	5.155%	0.44679%	9.51%	16.21179%
青森	1.10%	4.925%	0.44679%	9.51%	15.98179%
秋田	1.10%	5.005%	0.44679%	9.51%	16.06179%
岩手	1.10%	4.810%	0.44679%	9.51%	15.86679%
山形	1.10%	4.875%	0.44679%	9.51%	15.93179%
宮城	1.10%	5.055%	0.44679%	9.51%	16.11179%
福島	1.10%	4.810%	0.44679%	9.51%	15.86679%
茨城	1.10%	4.835%	0.44679%	9.51%	15.89179%
栃木	1.10%	4.910%	0.44679%	9.51%	15.96679%
群馬	1.10%	4.885%	0.44679%	9.51%	15.94179%
埼玉	1.10%	4.880%	0.44679%	9.51%	15.93679%
千葉	1.10%	4.895%	0.44679%	9.51%	15.95179%
東京	1.10%	4.955%	0.44679%	9.51%	16.01179%
神奈川	1.10%	4.960%	0.44679%	9.51%	16.01679%
山梨	1.10%	4.945%	0.44679%	9.51%	16.00179%
長野	1.10%	4.845%	0.44679%	9.51%	15.90179%
新潟	1.10%	4.775%	0.44679%	9.51%	15.83179%
静岡	1.10%	4.900%	0.44679%	9.51%	15.95679%
愛知	1.10%	5.015%	0.44679%	9.51%	16.07179%
岐阜	1.10%	4.965%	0.44679%	9.51%	16.02179%
三重	1.10%	4.995%	0.44679%	9.51%	16.05179%
富山	1.10%	4.825%	0.44679%	9.51%	15.88179%
石川	1.10%	4.940%	0.44679%	9.51%	15.99679%
福井	1.10%	4.970%	0.44679%	9.51%	16.02679%
滋賀	1.10%	4.985%	0.44679%	9.51%	16.04179%
京都	1.10%	5.015%	0.44679%	9.51%	16.07179%
奈良	1.10%	5.010%	0.44679%	9.51%	16.06679%
和歌山	1.10%	5.095%	0.44679%	9.51%	16.15179%
大阪	1.10%	5.120%	0.44679%	9.51%	16.17679%
兵庫	1.10%	5.080%	0.44679%	9.51%	16.13679%
岡山	1.10%	5.085%	0.44679%	9.51%	16.14179%
広島	1.10%	4.985%	0.44679%	9.51%	16.04179%
鳥取	1.10%	4.965%	0.44679%	9.51%	16.02179%
島根	1.10%	4.970%	0.44679%	9.51%	16.02679%
山口	1.10%	5.180%	0.44679%	9.51%	16.23679%
徳島	1.10%	5.235%	0.44679%	9.51%	16.29179%
香川	1.10%	5.105%	0.44679%	9.51%	16.16179%
愛媛	1.10%	5.090%	0.44679%	9.51%	16.14679%
高知	1.10%	5.065%	0.44679%	9.51%	16.12179%
福岡	1.10%	5.155%	0.44679%	9.51%	16.21179%
佐賀	1.10%	5.390%	0.44679%	9.51%	16.44679%
長崎	1.10%	5.205%	0.44679%	9.51%	16.26179%
熊本	1.10%	5.060%	0.44679%	9.51%	16.11679%
大分	1.10%	5.125%	0.44679%	9.51%	16.18179%
宮崎	1.10%	5.045%	0.44679%	9.51%	16.10179%
鹿児島	1.10%	5.155%	0.44679%	9.51%	16.21179%
沖縄	1.10%	4.720%	0.44679%	9.51%	15.77679%

【出典】

雇用保険料率 厚生労働省ホームページ～雇用保険料率について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

健康保険料率 全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ～令和7年度保険料額表(令和7年3月分から)

厚生年金保険料率 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/>

全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ～令和7年度保険料額表(令和7年3月分から)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/>

厚生労働省「健康保険・船員保険被保険者実態調査 令和5年10月」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo_jittai_b.html#gaiyo

介護保険料率

介護保険料率は、当該年度の保険料率に介護保険の対象である40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率(協会けんぽ)を乗じた比率を適用する。

(介護保険料率の事業主負担率 $0.8\% \times$ 40歳以上64歳以下の被保険者の構成比率 56.2% (厚生労働省「健康保険・船員保険被保険者実態調査 令和5年10月」) = **“0.4496%”**)

コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書<安全衛生経費>

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2025年3月版)

1.現場でかかる安全衛生経費

1.1 技能者にかかる安全衛生経費

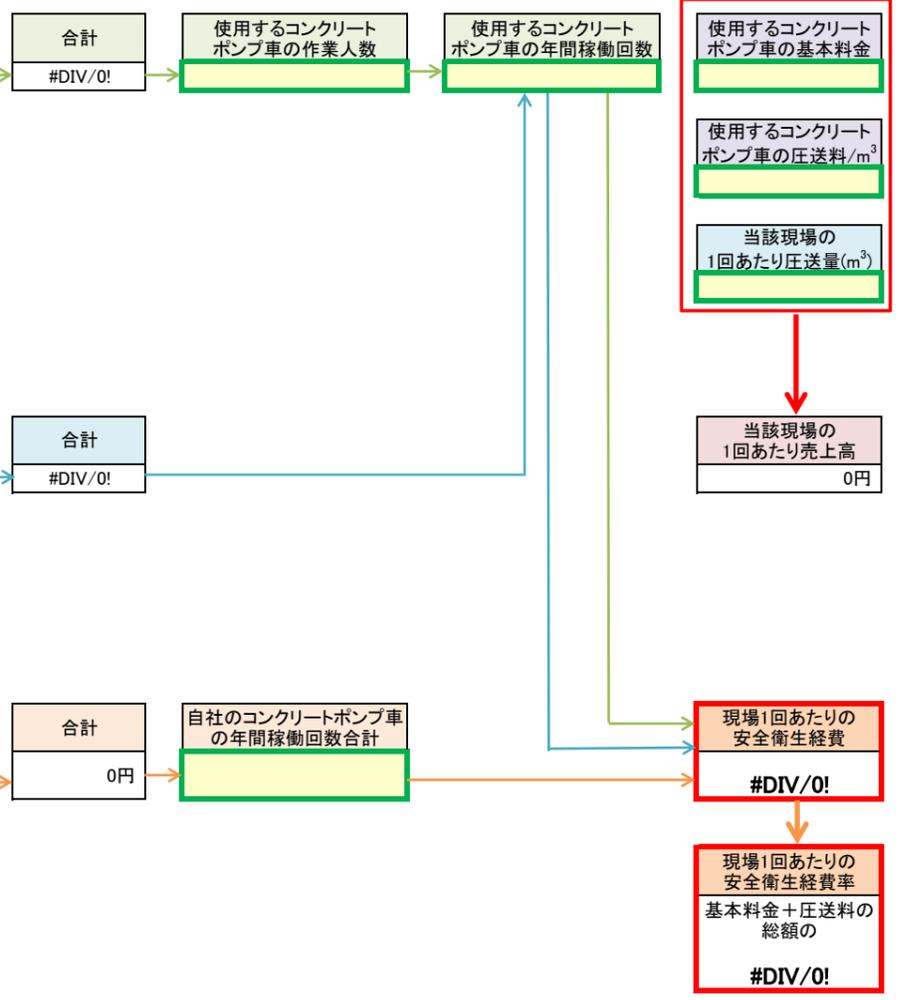
項目	購入単価	耐用年数	年間経費額
①作業着			#DIV/0!
②空調服(服のみ)			#DIV/0!
③空調服用バッテリー類			#DIV/0!
④ヘルメット(保護帽)			#DIV/0!
⑤墜落制止用具(胴ベルト型)			#DIV/0!
⑥墜落制止用具(フルハーネス型)			#DIV/0!
⑦手袋(不透水性の化学防護手袋)			#DIV/0!
⑧安全長靴(セメント・土木作業用)			#DIV/0!
⑨保護メガネ			#DIV/0!
⑩その他			#DIV/0!

1.2 コンクリートポンプ車にかかる安全衛生経費

項目	費用	頻度または耐用年数	年間経費額
①特定自主検査費用(検査業)			#DIV/0!
②使用するコンクリートポンプ車の車検費用(重量税込) *車両重量8t26mピストン式ブーム車			#DIV/0!
③落下防止装置			#DIV/0!
④超音波肉厚計			#DIV/0!
⑤その他			#DIV/0!

2.自社でかかる安全衛生経費

項目	年間費用
①労災保険料 *法定労災保険 料率(建設事業)15/1000	
②労災上乗せ保険料	
③定期健康診断料 *受診料×受診技能者数	
④防災協費用・現場打合せ費用 *旅費交通費(燃料代含む)・会費の年間合計	
④グリーンサイト費用 *年間利用料×利用サイト数	
⑤安全衛生教育費用	
1)雇入れ時教育 *受講費用×年間受講人数	
2)コンクリートポンプ特別教育 *受講費用×年間受講人数	
3)足場の組立特別教育 *受講費用×年間受講人数	
4)フルハーネス特別教育 *受講費用×年間受講人数	
5)職長・安全衛生責任者教育 *受講費用×年間受講人数	
6)職長・安全衛生責任者能力向上教育 *受講費用×年間受講人数	
8)危険再認識教育(特別教育再教育) *受講費用×年間受講人数	
9)全国統一安全・技術講習会 *受講費用×年間受講人数	
10)その他講習	
⑥資格者育成費用	
1)技能検定試験(圧送施工1級・2級) *旅費込みの受講費用×年間受講人数	
2)登録基幹技能者登録講習 *旅費込みの受講費用×年間受講人数	
3)登録基幹技能者更新講習 *受講費用×年間受講人数	
4)特定自主検査事業内検査者研修 *旅費込みの受講費用×年間受講人数	
5)特定自主検査者能力向上教育 *旅費込みの受講費用×年間受講人数	
6)その他資格	



コンクリート圧送工事業標準見積書 作成手順書<販管費>

(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会(2025年3月版)

本社・事務所経費	年間費用
役員給与	
給料手当(営業・事務職)	
法定福利費(本社・事務所職員)	
福利厚生費(本社・事務所職員)	
旅費交通費(本社・事務所職員) ※現場関連費用を除く	
交際費	
通信運搬費(電話・ネット費用)	
水道光熱費	
消耗品費(コピー機・PCリース、事務用品)	
支払家賃(事務所・モータープール)	
支払保険料 ※技能者の労災保険等を除く	
講読費(新聞・書籍等)	
諸会費(加盟団体等)	
雑費	
その他	

※安全衛生経費に相当するものは、安全衛生経費に計上し販管費からは除外すること

合計
0円

自社のコンクリートポンプ車の年間稼働回数合計

現場1回あたり販管費
#DIV/0!

使用するコンクリートポンプ車の基本料金
使用するコンクリートポンプ車の圧送料/m ³
当該現場の1回あたり圧送量(m ³)

当該現場の1回あたり売上高
0円

1回あたり販管費率
基本料金+圧送料の総額の #DIV/0!

【参考資料】令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

都道府県名	公共工事設計労務単価		
	運転手(特殊) (オペレータ)	特殊作業員 (筒先作業員)	平均値
北海道	25,900	25,300	25,600
青森	32,900	29,400	31,150
秋田	31,800	27,800	29,800
岩手	32,000	27,800	29,900
山形	30,100	28,000	29,050
宮城	33,500	29,300	31,400
福島	28,700	29,600	29,150
茨城	29,400	26,200	27,800
栃木	27,000	26,300	26,650
群馬	27,000	26,000	26,500
埼玉	30,700	27,900	29,300
千葉	30,000	29,000	29,500
東京	30,500	29,900	30,200
神奈川	31,400	29,900	30,650
山梨	30,300	28,500	29,400
長野	26,900	27,300	27,100
新潟	26,800	27,600	27,200
静岡	29,100	27,700	28,400
愛知	29,500	29,200	29,350
岐阜	29,900	28,000	28,950
三重	28,600	27,600	28,100
富山	28,500	30,900	29,700
石川	27,900	30,000	28,950
福井	25,800	26,000	25,900
滋賀	26,800	26,300	26,550
京都	25,400	25,700	25,550
奈良	26,500	27,700	27,100
和歌山	24,900	26,700	25,800
大阪	27,300	27,400	27,350
兵庫	25,700	24,700	25,200
岡山	24,700	24,800	24,750
広島	25,200	25,100	25,150
鳥取	20,900	22,900	21,900
島根	22,800	23,200	23,000
山口	23,100	23,200	23,150
徳島	23,200	24,900	24,050
香川	24,800	25,800	25,300
愛媛	25,200	24,300	24,750
高知	25,500	23,800	24,650
福岡	25,900	26,700	26,300
佐賀	28,600	23,600	26,100
長崎	24,300	24,600	24,450
熊本	25,400	25,100	25,250
大分	27,000	23,900	25,450
宮崎	27,100	26,700	26,900
鹿児島	29,800	29,200	29,500
沖縄	29,700	26,200	27,950

【出典】

国土交通省ホームページ～令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について～
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00261.html